

「私たちの修学旅行（チッソ・水俣病に学ぶたび）」

伊東紀美代（水俣病互助会・事務局）

1. 私が水俣病と関わる理由（自己紹介もかねて）

- 1942年 東京で出生
- 1956年 水俣病公式確認
- 1959年 NHK テレビ・ドキュメンタリー「奇病のかげに」患者とチッソ、見舞金契約
- 1960年 安保闘争など
- 1965年 新潟に第二の水俣病発症
- 1969年 石牟礼道子さん「苦海浄土」上梓
水俣病患者家庭互助会、チッソを被告として提訴（第一次訴訟）
水俣に移住

2. 水俣の暮らし・仕事

- ・患者・家族の困りごとを把握し、一緒に考え解決する
- ・裁判に関して集会の連絡、患者家庭の被害調査など
- ・未認定患者の存在の顕在化。認定申請の手伝いなど
- ・行政不服審査請求（第1回、1971年棄却処分取り消しの判決）→自主交渉
- ・1973年第一次訴訟勝訴確定。原告と自主交渉派が合流して東京交渉へ
→補償協定締結
- ・1977年 訴訟派を継承して水俣病互助会発足

3. その後のこと

- ・1970年代後半以後 国・県の水俣病行政の後退で未認定問題が続く。
- ・1980年代 アジアへの公害輸出を告発するため「アジアと水俣を結ぶ会」の活動
「ベトナム枯葉剤被害者と連帯する会」としてベトナムと交流。
- ・1990年代 胎児性・小児性患者をとりまく状況の変化
家族力の低下、自立を望む動き「カシオペアの会」
1991年 半永一光さんの写真展など
1995年 総合対策医療事業 医療手帳 11,152人 保健手帳 1,224人
- ・2000年代
2004年 チッソ水俣病関西訴訟、最高裁で国・県の責任確定。以後、認定申請が増加するが、認定しない状態が続く。
2007年 水俣病被害者互助会、第二次世代訴訟提起。

国家賠償請求訴訟は最高裁で敗訴。

現在、認定義務付け行政訴訟、福岡高裁。

2009 年 特措法被害者手帳 55,000 人

水俣病事件は被害者には、何の落ち度も責任もないのに孤立させられ、回復不可能な大きな犠牲を強いられました。原因者チツソの姿勢、行政権力の誤謬、医学者をはじめとして学者たちもあるべき働きをしませんでした。これらはすべて犯罪的です。そして一方多くの人々に他者の痛みや無念を想像し共感する力があれば、この事件の展開は変わっていたと思います。

私たちは社会の不条理、不正義についてともに学び考え、犠牲を強いられた人々と共に怒りましょう。